

2020年度補助物件

KEIRIN



更生保護法人
愛知自啓会



更生保護施設 愛知自啓会

更生保護施設 愛知自啓会



更生保護法人 愛知自啓会理事長
小笠原 信 昭

平素から更生保護法人愛知自啓会の運営に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当会は、更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間の団体で、犯罪をした人たちが再び犯罪や非行に走り社会に影響を及ぼすことのないよう、対象者を一時的に保護し、宿泊場所と食事の提供をして自立更生を促すとともに生活指導、就職の援助等の社会復帰を支援する活動を行って犯罪のない明るい社会の実現を図り、公共の利益に貢献しています。

当会は、明治27年に「愛知県出獄人保護会」として創立し、組織の変更を重ねて、更生保護法人愛知自啓会に至り、築後約50年が経過していたため、老朽化が進み、内外壁の亀裂や破損、配水管の故障、更には入所者の部屋、設備面も脆弱しているなど生活環境にも支障をきたしている状況から入所者の生活環境の改善と処遇の充実強化および地域住民との連携融和を図り、明るい社会づくりに貢献していくため全面改築を計画し、法務省の更生保護施設の整備事業第6次5か年計画に組み入れられ、令和2年度に全面改築の運びとなりました。

その実現のため、更生保護事業振興財団、公益財団法人JKA、愛知県更生保護協会、中部地方更生保護協会、協力雇用主の豊栄工業及び更生保護事業の関係者からの資金助成を頂き更生保護施設にふさわしい建物が完成しました。

今後は、この新しい愛知自啓会が、犯罪をした人たちの円滑な社会復帰や自立更生を支援する更生保護施設として一層の使命を果たすよう、職員一同心新たに努力を積み重ねる所存であります。

皆様におかれましては、倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年4月

更生保護法人 愛知自啓会理事長 小笠原 信 昭

■ 施設の概要

【沿革】

明治27年	3月	千葉知養らの尽力により、初代会長に名古屋市長青山朗を委嘱し、県下で最初の民間保護団体「愛知県出獄人保護会」として創立。
明治32年	7月	従前の間接保護と併行して直接（収容）保護開始。
明治32年	12月	「愛知慈恵会」と改称。
明治35年	5月	資金面の行き詰まりから直接（収容）保護事業中断。
明治37年	4月	県庁で開かれた郡市長会において保護場の必要性和資金計画を説明し、寄付金が了承される。更に大谷派本願寺、実業家近藤友右衛門から寄付を受ける。
明治41年	5月	名古屋市千種区内において新たな家屋を建設し、直接（収容）保護開始。
大正2年	6月	保護会の組織、機構の充実を図るため財団法人に改組。
大正10年	9月	「愛知自啓会」と改称。
昭和20年	3月	戦災により愛知自啓会周辺一帯が消失。
昭和25年	5月	更生緊急保護法施行。
昭和25年	11月	上記法に基づき財団法人愛知自啓会として更生保護事業認可。
昭和30年	11月	高松宮殿下御視察。
昭和41年	3月	事業休止。
昭和45年	5月	当会理事の大橋上息女（神谷登美江）から現在地である少年（少女）保護施設竹園寮の土地が贈与される。
昭和46年	2月	日本自転車振興会の補助金等を資金とし、鉄筋コンクリート造2階建の施設を建設し、直接（収容）保護開始。
昭和61年	6月	長期刑出所者の中間処遇施設に指定。
平成8年	3月	更生保護法人に改組。
平成28年	6月	薬物処遇重点実施施設の指定を受け、薬物処遇専門職員を配置。
令和2年	7月	全面改築工事着工。
令和3年	3月	新施設竣工。

【概要】

名称	更生保護施設愛知自啓会
所在地	名古屋市守山区守山二丁目14番31号
敷地面積	1,067㎡
構造	鉄筋コンクリート3階建
延床面積	1,284.79㎡
収容定員	24名（成人男性）
1階	事務室、宿直室、職員宿舍、食堂、厨房、バリアフリー居室（1室）、浴室、集会室、祭壇、倉庫、トイレ
2階	居室（個室10室）、会議室、相談室、談話室、喫煙専用室、浴室、洗面・洗濯室、倉庫、トイレ
3階	居室（個室9室、2人部屋2室）、喫煙専用室、洗面・洗濯室、倉庫、トイレ

施設紹介

全景



集会室



事務室



食堂



厨房



バリアフリースイートイレ





1F



会議室



2F



風呂・シャワー室



洗面所



3F



居室

■ 地域に開かれた・地域に根付いた施設

罪を犯した人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。犯罪や非行をした人が立ち直るためには、本人の努力はもちろんですが、社会に居場所がないために再び犯罪を重ねてしまう側面もあります。悪循環から脱し、立ち直りをすすめるには、「居場所」「仕事」「相談する人」など、地域社会とのつながりが大切になります。

愛知自啓会は、入所者のプライバシーを考慮しつつ、集会室を地域社会との交流の場として提供しています。毎月1回、守山区更生保護女性会が主催する「ふれあいサロン啓」では、外部講師を招いて保健指導や教養講座、警察署による啓発講座等を行っており、地域住民の方々にも参加いただいています。改築後も、引き続き集会室を開放し、地域の方々からのご理解とご協力が得られるよう、努めてまいります。

■ 保護を受ける人たち

愛知自啓会による保護は、保護観察所からの委託によって行われます。

保護観察を受けている人たち

- ・刑務所から仮釈放になり保護観察に付された人
- ・刑の執行を猶予されて保護観察に付された人

刑事上の手続による身体の拘束を解かれた人たち

- ・刑務所を満期釈放となった人
 - ・刑の執行猶予の言渡しを受けた人
 - ・罰金又は料金の言渡しを受けた人
 - ・起訴猶予になった人
 - ・労役場を出場した人
- など

保護観察所長の委託

本人からの申し出

保護観察所長の委託

愛知自啓会に入所

入所者の一日（例）

平日

- （起床） 5：00～7：00
- （清掃） 6：00～7：00
- （朝食） 6：00～7：30
- 出勤 or 各種プログラム
- （夕食） 17：00～20：00
- （入浴） 18：00～20：30
- （門限） 21：00
- （消灯） 22：00



■ 保護の内容

受入準備

刑事施設に収容されている人などについて、出所後の支援計画を策定し、受け入れ準備を行います。

生活基盤の提供

宿泊場所や食事の提供を行い、入所者が安心して自立の準備に集中できる生活基盤を提供します。

教養・訓練

教養指導及び生活訓練を行い、社会人として必要な人格の向上を図っています。当会は、外部講師を招いて定期的にSST(Social Skills Training:生活技能訓練)を実施しています。

就労支援

職業安定所や協力雇用主と連携して求職活動を支援します。勤労意欲と働く習慣が身に付くよう、就労継続するための指導や、職場で良好な対人関係を築けるように助言しています。

生活指導

規則正しい生活を構築・維持できるようにするほか、社会生活に適応するための一般常識、金銭管理や余暇の過ごし方について指導します。

全体集会

毎月1回、入所者を集めて生活全般についての助言指導を行うとともに、行事などの告知を行っています。また入所者から要望や提案を受けて快適な集団生活が送れるよう話し合っています。

中間処遇

長期間の受刑生活を送った仮釈放者を1か月間保護し、円滑な社会復帰に向けて必要な社会適応訓練などを行います。

薬物処遇

当会は、法務大臣から薬物処遇重点実施施設として指定されています。専門職員を配置して、依存性薬物に対する依存がある人に対し、認知行動療法に基づくプログラム(スマーブ16)を週2回、約2か月間実施し、依存性薬物の悪影響等を理解させるとともに、自己の問題性について理解させ、再び乱用しないための具体的な方法を習得させています。

なお、プログラム終了時には茶話会を実施し、依存からの脱却方法や、断薬の決意などを発表してもらいます。

フォローアップ事業

退所した人のうち、自立更生に向けた生活上の課題や不安を抱えている人に対して、薬物依存回復支援および生活相談支援等のフォローアップ事業を実施しています。



名鉄瀬戸線「守山自衛隊前駅」下車 徒歩 10 分
ゆとりーとライン「金屋駅」下車 徒歩 7 分
守山自衛隊北側・守山いつき病院西側



〒 463-0067
名古屋市守山区守山二丁目 14 番 31 号
電話 (052) 793-7214
FAX (052) 799-5501
URL <http://www.aichijikeikai.or.jp/>

